

[平成 17 年第 2 回 2 月定例会—02 月 17 日-01 号]

◆14 番（松坂知恒議員） 平成 16 年度包括外部監査結果報告書について質疑をいたします。

まず、社会福祉法人広島市社会福祉協議会、以下、市社協についてお尋ねします。

市社協は、広島市から年間 7 億 9300 万円の補助金収入と 1 億 9300 万円の委託料収入を受け取り、さらに、二つの広島市社会福祉センターの無償貸与を受けております。さらに、市社協と一体の区社協も、広島市から直接 2 億 8200 万円もの委託料収入を受け取っております。広島市からの補助金や委託料で市社協の運営のほとんどがあがなわれている以上、その適正な執行と報告は市社協に課せられた義務であります。

今回の外部監査により、監査結果が数点記載されておりますので、この点についてお尋ねします。

まず、市社協の財務諸表を検討すると、厚生労働省が平成 12 年に制定した社会福祉法人会計基準、以下、会計基準の定めに従っていない項目が見られています。

そこでお尋ねします。

1、基本財産である広島市社会福祉会館について、会計基準によると、減価償却すべきところ、これをやっていません。減価償却を行っていない理由と今後の方針をお答えください。

2、諸引当金のうち、徴収不能引当金、賞与引当金、そして、退職給与引当金が計上されていません。会計基準によると計上すべきとありますが、計上していない理由と今後の方針をお答えください。

3、また、監査の意見として、市社協は会計基準に従った会計処理を行う必要があり、そのため、監査する側に高度な専門性が求められています。広島市民に対して法人経営の内容を正確に報告するためにも、今の非常勤監事 3 名での監査体制では不十分であると考えますが、広島市のお考えをお聞かせください。

次に、介護保険事業についてお聞きします。

1、福祉用具購入費支給事業及び住宅改修費支給事業についてお聞きします。

いずれの申請書もケアマネジャーが記載することとされていますが、実際にケアマネジャーが記載しているかどうかのチェックはどのように行われているのかお答えください。

2、安佐北区役所では、洋式便器の上に置く歩行便座を 15 年 2 月と 15 年の 9 月に、同一の要介護度 1 の方に購入しています。その理由を聞いたところ、担当者は正確な理由を把握していなかったとのこと。適正な給付だったのかどうか心配ですが、なぜ理由を把握していなかったのか、また、今後どうするのかお答えください。

次に、特別養護老人ホームへの補助金についてお尋ねします。

広島市は、民間社会福祉施設の職員に対し、俸給月額と期末手当、勤勉手当の 2%に当

たる額を補助金として支給しています。社会福祉施設の運営はかなり弾力的となり、自由度も増している今日、この補助金の廃止、見直しが必要との意見が述べられています。

そこでお聞きします。

1, 支給される補助金の総額は幾らですか。

2, 支給された補助金は、給与として本当に職員に渡っているのか確認はされているのでしょうか。

3, この補助金の廃止または見直しについてどのように検討されるのですか、お答えください。

次に、福祉サービス公社についてお聞きします。

介護保険事業において、福祉サービス公社は広島市から1億5900万円の補助金を受け、また、2億円の運転資金も市から借り入れるなど多大な支援を受けています。これは官業による民業圧迫であると指摘されていますが、これに対する市の意見をお聞かせください。

また、公社の主張として、平成17年度に介護保険法改正による混乱を防止するためのセーフティーネットだと言っておりますが、この混乱の意味をお聞かせください。また、混乱が発生しなければ、潔く公社は業務を終了されるおつもりなのかお答えください。

次に、下水道事業に関する外部監査結果についてお聞きします。

まず、使用料の徴収手続ですが、下水道使用開始日と使用料徴収開始日が一致しておらず、使用料を徴収していない利用期間があるとのこと。この点について、今後の対策をお聞きします。

また、排水設備工事の完了検査が合格していないのに徴収依頼の事務手続が開始されていますが、下水道を使用する前から使用料を徴収されていることとなります。どう改善されるのかお聞かせください。

次に、固定資産の現物管理ですが、埋設された管の材質と実際が一致していない事例が3件、台帳には管の埋設が登録されているものの、現物が存在しなかった管が1件ありました。なぜこのような不一致が起こるのか、理由をお聞かせください。また、今後、このような不一致を生じさせないための方策をお聞かせください。

次に、下水道工事の契約についてお聞きします。

平成15年度施工の請負金額5億円以上の工事のうち、一般競争入札が実施された13工事の落札率は94.3%から98.5%の高どまりとなっています。なぜ高どまりなのか理由をお聞かせください。

また、落札率を下げ、経費を圧縮すべきと考えますが、その具体的な方策についてお聞かせください。

また、5億円以上の競争入札工事14件のうち12件が契約変更が行われており、その追加金額が1億円を超えるものが3件、2億2500万円の追加となった工事が1件あります。入札業者とすれば、最初の入札において低い価格で落札しても、追加契約で幾らでも増額することが可能であると言えます。安易な契約変更を許す下水道局に問題ありとの指摘であ

ります。

そこでお尋ねします。

1, 発注工事のうち、ほとんど 100%が契約変更に至っている理由をお聞かせください。

2, 精度の高い積算を実施し、安易な契約変更を許すべきでないと考えますが、下水道局の今後の方針をお聞かせください。

次に、下水処理場ポンプ場の設備の保守点検や運転保守管理についてお聞きします。

これらの業務は外部の業者に委託しているとのこと。合わせて九つの業務は長期間にわたり同一業者が同一業務を行っているとのことであり、三つの業務は 25 年間同一業者と契約しています。

そこでお聞きします。

1, 1 件は特命随意契約とのことですが、特命随契とせざるを得ない理由をお聞かせください。

2, 他の 8 件は競争入札ですが、競争入札にもかかわらず、同一業者が 6 年間から 25 年間にわたって落札し得た理由をお聞かせください。

3, これらの契約金額は 1008 万円から 2 億 7510 万円で、いずれも高額です。競争性を高め、契約金額を圧縮すべきと考えますが、下水道局の今後の方策をお答えください。

次に、管渠の改築更新についてお聞きします。

管渠の修繕などの履歴がデータとして残されていないため、計画的かつ効率的な改築更新が実施されていないとのこと。なぜ計画的に行っていないのか、理由をお聞かせください。

外部監査結果や監査意見を忠実に履行することにより経費節減が可能となり、使用料を値上げしなくても、資本費算入率は 100%に近づいていくと思いますが、4 年ごとの下水道料金の改定は既定の事実なのかどうかお答えください。

次に、補助金にかかわる監査結果報告書についてお聞きします。

議会の政務調査費にかかわる部分についてですが、この報告書の原稿が議会事務局総務課長によって議員に回覧され、市民・民主フォーラムは、本年 1 月 11 日と 12 日、各議員がこの報告書の原稿を読んでいます。意見があれば言ってくれとのことでしたが、私は何の意見も申しませんでした。

後日、報告書が製本されて配付されましたが、その記載内容は大幅に変更されておりました。削除部分は 1 ページ半に及びます。外部監査人と監査事務局と議会事務局との間で何かやり取りがあったと聞いておりますが、監査対象である各議員に回覧させ、意見を聞くという行為はすべきではなかったと断ぜざるを得ません。

そこでお尋ねします。

1, 従来、外部監査報告書はすべて監査対象者に原稿の段階で閲覧させているのでしょうか。

2, 議会事務局総務課長が議員に意見を求めた結果、記載内容の変更に至った経緯をお

教えてください。

3, そもそもだれの判断で原稿を議員に回覧させたのかお答えください。また, その理由をお答えください。

4, 事前に回覧させることで, 外部監査の第三者性や中立性は損なわれたのではないかと考えますが, 損なわれたままでいいのでしょうか, お答えください。

5, 外部監査人と広島市との契約書において, 監査対象者へ回覧されることが許されているのかどうかお答えください。

以上で質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○浅尾宰正 議長 社会局長。

◎守田貞夫 社会局長 高齢福祉事業についての質問に順次御答弁申し上げます。

まず, 広島市社会福祉協議会関係の会計処理についてお答えを申し上げます。

初めに, 広島市社会福社会館の減価償却費についてでございます。

この広島市社会福社会館の建設に当たりましては, 広島市社会福祉協議会が借り入れた資金の償還に充てるということで, 同協議会に本市は出資を行っておりまして, この出資金は社会福祉法人会計基準では基本金というものに位置づけられております。同協議会では, 社会福社会館を基本財産ということで計上しており, これまで, この基本金の額と基本財産の額とは一致する必要があると, このように考えまして, 基本財産である固定資産の減価償却を行ってきておりませんでした。

このたび, 包括外部監査におきまして, 基本金の額と基本財産の額とを一致させる必要がないということで, 基本金は減額せず, 基本財産である社会福社会館の減価償却を行うことが適当と, こういう指摘がなされたところでございます。

本年度の決算につきましては, 減価償却を行うよう広島市社会福祉協議会の方へ指導を行いたいというふうに考えております。

次に, 貸付事業特別会計の徴収不能引当金についてでございます。

これは, 広島市社会福祉協議会では, 償還期限後1年間を経過しても貸付金の償還が行われない場合につきましては経理上の償却処理を行っております。償却処理の後, 借受人から償還された資金につきましては, 欠損補てん積立金ということで積み立てまして, これを貸付金の欠損の補てんに充てておりました。しかし, 御指摘の社会福祉法人会計基準が新しくなりまして, 金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは, 当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金として計上するという事になったため, このような状態で, ちょっとふぐあいが生じておるものでございます。

これにつきましても, 本年度決算につきましては, 欠損補てん積立金にかえまして, 徴収不能引当金の計上を行うよう社会福祉協議会の方へ指導を行いたいというふうに考えます。

次に, 市社協職員の賞与引当金と退職給与引当金についてでございます。

この社会福祉協議会が職員に支給する期末勤勉手当につきましては、その支給時期ごとに必要額、それから、また退職手当につきましては、年度ごとにその必要額を本市が同協議会に補助をいたしております。そのため、債務性が少ないとの考え方から、賞与引当金、それから退職給与引当金を計上いたしておりませんでした。しかし、経営状況、これを明らかにするという観点から、これらの引当金の計上を行うことが適当であると考えますので、本年度決算につきましては、そのように社会福祉協議会を指導したいというふうに考えております。

それから、最後に、市社協の決算の監査について、非常勤の監事3名、これではちょっと不足ではないかということでございます。

監事3名は、広島市民生委員児童委員協議会副会長、それから、広島市母子寡婦福祉連合会の副会長、そして、広島市の都市整備公社監事室長で行っております。広島市社会福祉協議会の事業規模、これは、確かに御指摘のように大きゅうございます。このたびの包括外部監査におきまして、会計専門家による外部監査が望ましいと、このような意見をいただいておりますので、今後につきましては、こういった会計専門家による外部監査など、監査のあり方については同協議会と協議をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、介護保険関係についての御質問に御答弁申し上げます。

まず、住宅改修費、それから、福祉用具購入費の支給申請書の理由欄の記載者のチェック、これはきちっとしているのかという御質問でございます。

これにつきましては、申請書の提出時に担当者がこれを確認をいたしまして、その申請書に確認欄というのがございますので、その確認欄の中に印鑑を押してチェックをするというシステムをとっております。

それから、次に、2年続けて同一の種目の福祉用具購入、こういうことをしたことについてでございますが、福祉用具購入費の支給につきましては、年度ごとに10万円を支給限度といたしております。そして、破損等により購入の必要があると認められる場合を除き、同一年度内に同一の種目の福祉用具を購入することはできないということになっておりますけれども、福祉用具が消費されるものであると、こういうふうな観点から、年度を越えれば購入できるというふうにされておまして、介護保険法の施行規則におきましては、その際、同一種目の福祉用具の購入に係る理由の把握は求められてはおりません。しかし、今後、給付の適正化を図るという観点から、安易な理由による同一の種目の福祉用具購入費の支給、これは防止したいというふうに考えておまして、理由について聴取をし、明確に記載をすることについて、こういったことについて検討をしたいというふうに考えております。

それから、次に、特別養護老人ホームの職員給与改善費補助金についてお答えを申し上げます。

まず、この補助金の総額についてでございますが、平成15年度予算額は1億2765万3000円で、決算額につきましては1億1579万9000円というふうになっております。

それから、次に、支給の確認についてでございますが、これにつきましては、職員に支給しているという実績報告書を求めまして、それを確認して補助金の支給を行っております。そして、この給与改善費補助金の制度を見直すべきではないかという御質問でございますが、この職員給与改善費補助金につきましては、社会福祉法人が経営いたします、児童、障害者、老人など、すべての福祉施設を対象といたしまして、市職員との均衡を考慮して、俸給月額2%、これを補助しているものでございます。

今後におきましては、市職員の見直しに準じまして段階的に縮小していく必要があると、このように考えております。

最後に、広島市福祉サービス公社についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、民業圧迫ではないか、また、そのあり方についてどうだということにお答えを申し上げます。

福祉サービス公社につきましては、高齢者等への在宅サービスの受け皿ということで平成7年度に設立をいたしまして、介護保険導入時には全市の3割以上の訪問介護サービスの提供を担うなど、制度の円滑な導入に貢献し、一定の役割を果たしてきたというふうに認識をいたしております。その後、介護保険制度の趣旨に沿い、民間事業者を中心にしたサービスが行われるよう、同公社が提供しております訪問介護サービスを縮小し、現在では、全市の1割弱のサービスを提供いたしております。

今後におきましては、同公社が管理費補助などの公的支援を受けながら、民間と同じ市場で事業を行っているという課題もございますので、現在、国において検討が進められております介護保険制度の抜本見直しの動向も踏まえながら、業者への適切な対応を前提に、同公社のあり方を検討してまいりたいと考えております。

最後に、報告書におきまして、介護保険制度が改正されるときに混乱を防止するためのセーフティーネットとしての機能と、こういう記載があるが、この混乱とはどういうことかということでございます。

現在、18年度に予定をされております介護保険制度の抜本改正の中で、要支援、要介護1といった軽度の要介護高齢者に提供する在宅サービスにつきまして、介護予防推進の観点から、新しい予防給付への再編というのが検討されております。この改正の内容いかんによりましては、例えば、民間事業者が訪問介護事業から撤退する、または事業を縮小するといったことが起こり、本来、サービスを受けることのできる利用者がサービスを受けられなくなるといったような混乱が起きるのではないかと趣旨で述べられているものでございます。

以上でございます。

○浅尾幸正 議長 下水道局長。

◎中本信雄 下水道局長 数点についてお答えをいたします。

まず、下水道使用料の徴収開始の時期に関するお尋ねでございます。

下水道の接続によります使用料の徴収開始につきましては、これまで、徴収依頼日が直

近の検針日まで十日を切った場合には、当該検針日を徴収開始日といたしておりましたが、今後は、徴収開始日を下水道の使用開始日にあわせ、下水道使用開始日から徴収するよう事務処理の見直しを行ってまいります。

それから、次に、下水道使用料の徴収開始に係る工事完了検査の関係で、使用前から徴収をしているのではないかとごさいます。

これにつきましては、工事完了届、すなわち下水道使用開始届でございますけれども、これが出されますと、現実にはもうその時点から、接続された市民の方は下水道を使用することになります。そういったことで、それに伴い完了検査も続けてやりますけれども、そのタイムラグがありましても、下水道を使用された時点から使用料をいただくというものでございます。

それから、次に、下水道台帳と実際の管とで違う点があるではないかとごさいます。まずその理由ということですが、下水道台帳及び固定資産台帳の、管の材質と実際の管の材質とが一致していないものにつきましては、企業会計移行時、昭和60年に企業会計に移行したわけでございますが、そのときに、下水道台帳へ一括登録をいたします際、転記ミスが原因であったというふうに思われます。また、実際には、管が存在しないものがあつたということにつきましては、改築更新時に不用となった管を下水道台帳から削除していなかったものでございます。

今後の方策でございますけれども、このたび、テレビカメラ調査によって、173カ所のうち4カ所についてこういったふぐあいがあつたわけでございますけれども、今後は、管渠内カメラ調査等によりまして、下水道台帳及び固定資産台帳の登録内容と一致しないものが判明した場合には、各事業課から修正報告書を提出させ、迅速かつ確実に修正を行ってまいります。

それから、次に、契約変更の関係でございます。

特に、土木につきまして契約変更の割合が高いその理由でございますけれども、下水道工事の大部分は地下を掘って行う工事でございます。設計変更は主に土木工事において生じております。土木工事について生じる設計変更は地下を掘削するものであることから、設計時に推定をいたしました土質との相違に起因するものでございます。また、事前の土質調査が必要と思われる工事の設計に当たりましては、設計前にボーリングによる土質調査を行っておりますけれども、ボーリング口径あるいはボーリング密度等から、調査の精度にはおのずと限界があるところでございます。また、過大な積算とならないよう設計を行っているということにもあるかと思ひます。

いずれにいたしましても、精度の高い積算について心がけてまいりたいというふうに考えております。

また、なぜ高どまりなのかということでございます。

このたびの5億円以上の工事につきましては、一般競争入札で行っておるものでございます。高どまりというふうな御指摘でございますけれども、そういった認識は持っていない

いということでございます。

それから、次に、外部委託、処理場の維持管理業務の委託の件でございます。

まず、特命随契が1件あるではないか、その理由ということでございます。

特命随契をいたしておりますのは、旭町下水処理場、これのデータ処理設備等の保守点検業務でございます。これにつきましては、昭和52年に旭町下水処理場が建設されましたけれども、データ処理装置と計装設備を結ぶ信号伝送装置、これが、互いに密接な関係のある特殊機器でありまして、当該電気メーカーが独自の技術開発により製作したものでございます。そのため、他の電気メーカーでは当該機器の保守点検を行うことができず、設置業者である当該電気メーカーに保守点検の委託をいたしておるものでございます。

それから、長年にわたり同一業者が落札しているその理由ということでございますけれども、下水道の運転保守管理業務及び計装設備等の保守点検業務につきましては、専門性が高く、また、水質保全のため、確実に業務を行う必要があります。したがって、それらの保守点検業務は、高度な専門知識、信頼性、豊富な経験、また、即応性が要求されるものでございます。こういった点を満足した業者の中から指名競争入札を行っておるところでございます。

長期にわたり同一業者が業務を行っているということにつきましては、そうした指名競争入札を行った、その結果としてなったものというふうに思っております。

それから、競争性を高める方策を考えてはどうかというふうなことでございます。

これにつきましては、今後とも、例えば、複数年契約でありますとか、そういったことについても研究をしてみたいというふうに思っております。

それから、なぜ計画的な改築更新を行っていないのかという趣旨のお尋ねでございました。

管渠の改築更新につきましては、これまで、陥没などの状況に対し、対処療法的に実施してきたところでございます。このたび、汚水施設整備が概成をいたしました。今後は老朽化した管渠が増大をいたしますことから、永続的に下水道の機能を維持するためにも計画的な改築更新を行うことといたしております。平成16年度、今年度より、古くから整備をいたしました千田地区の管渠の改築更新に取り組み始めたところでございます。改築更新に当たりましては、修繕履歴などの情報も活用できますことから、現在の下水道台帳システムに修繕履歴など情報を一元化し、計画的に改築更新や修繕を行っていきたいというふうに考えております。

それから、最後に、使用料改定は4年に一度やるのは既定の事実なのかという趣旨のお尋ねでございます。

先般、平成16年から19年までの4年間の財政収支計画を立てました。その中で、下水道の財政状況等々を勘案し、使用料改定をさせていただいたところでございますけれども、4年のこの財政収支計画につきましても、いずれまた見直しの時期が来るというふうに、次期の計画を立てる時期が来るというふうに考えております。

しかしながら、その時期に使用料改定をやるのが既定の事実なのかということでございますけれども、それは、財政収支計画を定める時点で、諸情勢を勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 監査事務局長。

◎河角信次 監査事務局長 数点の御質問に順次お答えいたします。

まず、報告書はすべて監査対象者に閲覧させているのかという点ですが、包括外部監査に係る実査が終了いたしますと、その結果を踏まえ、監査の概要や、いわゆる指摘事項、監査の意見を取りまとめた報告書の素案が包括外部監査人において作成されます。この素案をもとに、包括外部監査人が監査対象部局に指摘事項や監査の意見を説明し、意見交換を行いますことから、監査対象部局すべてに配付してきております。

次に、記載内容の変更に至った経緯についてでございますが、政務調査費に係る検出事項、いわゆる指摘内容や意見でございますが、これに対しては、議会事務局、監査事務局との意見交換会におきまして、政務調査費に係る調査・研究の内容については、使用者、これは議員となりますが、議員の判断を尊重することが適当であり、その内容にまで立ち入ることは困難との総務省の見解があること。また、こうした制約を前提とした監査であることなどの点について意見を述べております。

こうした意見などを踏まえまして、包括外部監査人は、政務調査費の使途にまで立ち入ることは監査の権限外であるなどと判断をし、報告書を取りまとめられたものと聞いております。

それから、外部監査の中立性が損なわれたのではないかとございますが、包括外部監査人が報告書、素案をもとに報告書を取りまとめるのに当たりまして、その記述内容について誤りがないかを点検し、正確を期するために、包括外部監査人の意向によりまして監査対象部局との意見交換会を行っております。素案に基づいて行う意見交換におきましては、事実関係、制度内容の確認や、指摘や意見にかかわる監査対象部局の見解の確認などの点を中心に行っております。

包括外部監査人は、このような意見交換を踏まえ、必要に応じて、さらに実査を追加するなどして、みずからの判断と責任において、素案に必要な修正、削除、追加を加え、報告書を取りまとめられたもので、中立性が損なわれたとは考えておりません。

それから、外部監査人との契約書上、対象者に閲覧させることが許されるのかという点でございます。

包括外部監査人との契約書におきましては、費用の額やその支払方法、報告書の提出やその内容等、双方が確認しておかなければならない基本的な事項について規定しておりますが、監査の実施方法等につきましては、包括外部監査人がみずから判断していただくこととしており、御指摘の監査対象部局への素案の提示などといった具体的な監査の実施方法につきましては規定しておりません。もとより、契約書にこのような記載がなくても可

能だと考えております。

それから、最後に、だれの判断で議員に配付されたのかとの質問をただいま承りましたが、この点につきましては、私は承知しておりません。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 監査事務局の御答弁なんですけれども、その正確性を期すためとか、事実と相違する事項については修正するという協議をすることを別にするなど言っているわけではない。しかし、最初の答えの中で、すべての監査対象者に見せるのかと。例えば、社会局の介護保険事業について監査をしたということであるのであれば、社会局の局長以下、介護保険担当課の職員全員に見せるんですか。全員に見せて、全員から意見を聞くんですか。そういうことを今までやってきているのかどうか。下水道の監査だったら下水道の関係部局の職員皆さんに見せるのか。今回の質問でも、たくさん下水道局の職員の方が質問を取りにこられたり、社会局のたくさんの方が質問取りにきたりしましたよ。そういう人たちみんなに見せてるんですか。ある人には見せているという答弁というふうに理解するんだけど、みんなに見せるのか。議会の 60 人みんなに今回見せたというふうに私思ってるんですけど、それでその第三者性がほんとに担保されるのかなと。せっかくの外部監査人のいい御意見、いい監査結果、いい御指摘というのが、その協議によって損なわれることがあるのではないかという心配をしておるわけでございます。それに対して、心配ないんだという答弁になっていない。そこを私に説明していただきたいと思えます。やっていいということの答弁を求めているのではないです。

下水道局にお聞きするんですけれども、値上げの議案が数回今までも出てきまして、その都度、議論をしっかりとやってきたんですけれども、今回わかったのは、工事契約が非常に業者にとって甘いといいますか、まず、落札率が非常に高どまりになっている現状、それから、契約変更が安易、とにかく、土質が違えばそういう理由だけで契約変更ができると、そう下水道局が認めて高額な追加経費を支払っているという現状、おかしいと思います。

それから、ポンプ場、下水処理場の保守点検、運転保守管理の業務ですけれども、特命随契の理由というのも非常に厳密に精査されなければいけない。ほかにも点検できる業者がいるのかどうか探したことがあるのか——探したことがあるんですか。そういう調査をした実績があるのかどうかを聞きたいです。

それから、25 年間にもわたって、全く競争性のないままに同一業者が同一業務を落札している。その答弁で、複数年契約についても研究していきたいという御答弁なんですけど、ちょっと答弁の意味がよくわかりません。契約というのは単年度契約なんじゃないんですか。それを複数年契約について研究していきたいというのは、単年度契約を複数年契約にかえるということなのか、それとも、25 年間という複数年契約が 25 年前に結ばれているのか、それを改めていきたいということなのか、どういう答弁なのか意味がわかりま

せんね。再答弁してください。

それから、高どまりという認識を持っていないということなんですけど、高どまりという認識というのは、だったら98.5%は高くないということですか。98.6%以上を下水道局は高いという認識なのか、この答弁の意味わかりません。

下水道局長の答弁で総じて言えることは、高くても構わんと、別に違法なことをやっているわけではないんだと、高くても構わんのんだと。資本費算入率はなかなか100に近づかないんだけど、それと契約額が高くてついているということは関係ないということですか。経費の節減をうたってるんでしょ。経費を節減すれば資本費算入率は上がるんでしょ、そうじゃないんですか。料金を改定することでしか資本費算入率が上がるほかに方法はないというふうに下水道局長が考えておられるんだったら、これは大いなる認識の誤りであると指摘せざるを得ないんですけれども、この経費節減についての考え、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○浅尾宰正 議長 下水道局長。

◎中本信雄 下水道局長 まず、特命随契をやっているところをほかに調査した実績があるのかということですが、ちょっと、今、私の手元に資料がございませんので、ちょっと承知をいたしておりません。

それから、複数年契約の件でございますけれども、実は、こういった契約について、一部で複数年契約をやってみようじゃないかという動きも他の自治体でもあります。また、このたびの指定管理者制度などにつきましても、複数年でやっていただくというふうな制度になろうかと思えますし、また、包括民間委託につきましても、その際には複数年契約というものが前提としての考えになろうかと思えます。

この複数年契約の考えにつきましては、複数年契約にすることによって、より参入がしやすいというふうなこともあると思えます。そういったことで、そこら辺についても研究をしていきたいというふうなことでございます。

それから、高どまりの認識につきましては、私、大変申しわけございません、言葉足らずでございます。確かに、これまで、契約方法、入札の仕方等々、改善といえますか、順次変更が行われてきておりまして、5億円以上の工事、一般競争入札におきましても、結果として、落札率は若干ながら下がってきておるといふような状況だと認識をしております。

そういった中で、私が申し上げたのが、やはり競争入札をやっておりますので、いわゆる競争性を保ってやってるんだという趣旨で申し上げようとしたところでありまして、そのところは大変言葉足らずでございました、申しわけございません。

それから、経費節減のことでございますけれども、当然、経費節減をしながら事業を進めていくというのは、下水道事業もいわゆる公営企業の一つということでございまして、当然のことございまして、今おっしゃいました工事の経費にいたしましても、また維持管理の経費にいたしましても、実際の事務の経費にいたしましても、そういったものを積

み重ねながら事業を行っていくということでございますので、今後とも、そういった視点を持って経営に当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○浅尾宰正 議長 監査事務局長。

◎河角信次 監査事務局長 全員皆に見せておるのかといったような御質問だったと思いますが、先ほど、監査対象部局すべてに配付しておると申し上げましたが、これは所管課を通して行っております。そのために、すべての職員にわたっているかどうかは私も承知はしておりませんが、それは各部局において御判断されることだと思っております。

それから、中立性が損なわれる心配ないという答弁になっていないというようなことでございましたが、みずからの判断と責任において、あくまでも外部監査人が御判断されて報告書は取りまとめられるものですから、そういう点では、中立性が損なわれているということはないというふうに私は思っております。